

公益社団法人

当道音楽会 定款

公益社団法人当道音楽会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人当道音楽会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、邦楽を広く一般に普及し、その技芸向上に努めるとともに、邦楽の芸術性を高め、その改善を図り、かつ、邦楽の育成に必要な助成を行ない、もって芸術、文化の向上、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)邦楽の普及及び技芸向上のための演奏会、講習会及び研究会等の開催、技芸及び楽理試験の施行
- (2)邦楽指導の公開及び邦楽に関する研究の助成
- (3)邦楽に関する研究資料の収集及び提供
- (4)関係団体との連絡、提携及び共催事業の推進
- (5)会誌等の刊行
- (6)その他目的を達成するために必要な事業

2、前項の各事業は、日本全国において行うものとする。

なお、地域ごとの事業活動組織は、この法人の規程により定める。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同するとともに、この法人が箏曲の技能を有する者と認定した6段階のいずれかの職格の資格を得て、次条の手続を経て入会した者。

(2)準会員 この法人の目的に賛同し、かつ事業活動に協賛する者で、職格の取得予定者。

(3)名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者のうちから総会の議決をもって推せんする者。

(入 会)

第6条 この法人の正会員及び準会員になろうとする者は、この法人の正会員1名の推薦により所定申込書に入会金及び会費を添えて提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となり、入会手続きを要せず、会費を納めることを要しない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び準会員は、当会総会の議決をもって定める入会金と会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1)退会

(2)成年被後見人または被保佐人となったとき

(3)死亡、失踪宣告

(4)除名

(退 会)

第9条 会員で退会しようとする者は、その1か月前までに、退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、当会総会の議決を経て除名することができる。この場合、その会員に対し総会の1ヶ月までに除名事由を付した通知書を発し、総会議決前に書面もしくは口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(1)会費を3年分滞納したとき

(2)この法人の会員としての義務に違反したとき

(3)この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき

(4)その他の正当な理由のあるとき

第4章 役員等

(役員等の種別及び員数)

第11条 この法人には、次の役員を置く。

理事 15名以上25名以内

監事 2名

(名誉役員)

第12条 この法人には、次の名誉役員を置くことができる。

総裁 1名

会長 1名

副会長 1名

2、名誉役員は、理事会で選任し総会に報告する。

3、名誉役員は、役員を兼任することができない。

4、名誉役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5、名誉役員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2、理事会の決議により、理事長1名及び副理事長2名以内、常務理事4名を選定及び解職する。

- 3、前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2、理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3、副理事長は、理事長を補佐し、理事長の委任をうけた職務を行う。

- 4、常務理事は、理事長を補佐し、この法人が規程する業務を分担執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の職務を行なう。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2)法人の業務並びに財産の状況を調査すること。

- (3)総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

- (4)理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令、定款に違反する事実や著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

- (5)前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から、5日以内に2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6)理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、また著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

- (7)理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款

に違反する行為をし、またこれらの行為をするおそれのある場合において、その行為によって、この法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4、理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 役員は、総会の決議により、解任することができる。この場合決議前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第19条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。

(2)自己または第三者のためにするこの法人との取引。

(3)この法人がその理事の債務を保証することをその他の理事以外の者との間におけるこの法人との利益が相反する取引。

(4)前各号の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 顧問、参与及び職員

(顧問)

第20条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2、顧問は、理事会の議決により理事長が委嘱する。

3、顧問は、理事長らの相談に応じ、会務を援助する。

4、顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(参与)

第21条 この法人に40名以内の参与を置くことができる。

2、参与は、理事会の議決により理事長が委嘱する。

3、参与は、この法人が規程する地域業務を分担するほか理事を補佐、支援する。

4、参与の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

5、参与は、この法人の役員を兼任することができない。

6、参与は、この法人の規定に基づき参与会を組織し、理事会に意見を述べることができる。

(職員)

第22条 この法人の事務を処理するため、事務長らの事務職員を置く。

2、職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は理事会の決議により任免する。

3、職員は、理事長の指揮命令を受け、この法人の事務を処理する。

4、職員の給与、勤務に関しては、この法人の規程による。

第6章 総会

(総会の構成、種類)

第23条 この法人の総会は、正会員でもって構成し、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2、前項の総会をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第24条 定時総会は、毎年1回6月に開催する。

2、臨時総会は、次の場合に開催する。

(1)理事が必要と認め、理事会に招集の請求をし、理事会が認めたとき。

(2)議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(3)前号の請求をした正会員が、法令に基づき裁判所の許可を得て招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集し、2週間前までに、会議の目的である事項、日時、場所を記載した書面をもって通知する。

2、理事長は、前条2項2号の規程による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる旨を通知しなければならない。

(議長)

第26条 定時総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は、会議のつど出席正会員の互選で定める。

(議決事項)

第27条 総会は、次の事項を議決する。

(1)役員を選任及び解任

- (2)役員等の報酬の額
- (3)定款の変更
- (4)各事業年度の事業報告及び決算
- (5)会費及び入会金の金額
- (6)会員の除名
- (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8)解散及び残余財産の処分
- (9)合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10)理事会において総会に付議した事項
- (11)前各号に定めるもののほか、法令に規程する事項及びこの定款に定める事項

(議決権)

第28条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第29条 総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条2項に規程する事項及びこの定款に特に規程するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第30条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2、前記の場合における前条の規程に適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3、理事または正会員が、総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を

可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

(総会規程)

第32条 総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会で定める総会規程による。

第7章 理 事 会

(構成と種類)

第33条 この法人に理事会を置く。

2、理事会は、すべての理事をもって構成し、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(開 催)

第34条 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3、臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事長を除く他の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3)前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合、その請求した理事の1人または複数者が招集したとき。

(4)第15条5号により、監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

ただし、前条3項3号、4号の場合を除く。

2、理事会は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を開催日の1週間前までに役員に通知する。

3、理事長は、前条3項2号、4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長及び定足数)

第36条 理事会の議長は、理事長とする。

2、理事会は、議決に加わることができる理事現在数の過半数以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。

(権 限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

(1)総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定

(2)規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(3)前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4)理事の職務の執行の監督

2、理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1)多額の借財

(2)重要な職員の選任及び解任

(3)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(4)内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(議 決)

第 38 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2、出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第 41 条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第 8 章 資産及び会計

(財産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次のとおりである。

- 1、後記基本財産である不動産
- 2、入会金及び会費
- 3、事業に伴う収入
- 4、資産から生ずる収入
- 5、寄附金品
- 6、その他の収入

記

大阪府中央区上本町西4丁目6-13番5

宅地 112.39㎡

所在地 同所

家屋番号 6-13番5の2

種類 事務所

構造 木造スレートぶき2階建

床面積 1階 80.42㎡

2階 81.57㎡

(財産の管理・運用)

第43条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行なうものとし、その方法は、別に定める規程によるものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2、前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3、前第1項の規程にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで毎年度の予算に準じ、収入支出することができる。

前号の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並

びにこれらの付属明細書、財産目録（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

2、前記の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内
に行政庁に提出しなければならない。

3、この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（長期借入金）

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

2、この法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

（会計原則）

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第49条 この定款の変更は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経なければならない。

（合併）

第50条 この法人は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

（解散）

第51条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第1

48条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規程する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規程する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 備付け書類等

(備付け帳簿及び書類)

第54条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1)定款
- (2)会員の名簿
- (3)役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4)登記に関する書類
- (5)定款に定める理事会、総会の議事に関する書類
- (6)財産目録
- (7)資産台帳及び負債台帳

- (8)収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9)役員等の報酬規程
- (10)事業計画書及び収支予算書
- (11)事業報告書及び計算書類等
- (12)監査報告書
- (13)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第11章 公告及び情報公開

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める規程による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める規程による。

第12章 補 則

(委 任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める規程による。

附 則

- 1、この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2、この法人の最初の理事長(代表理事)は寺田爲三とする。
- 3、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款は、平成23年4月1日から施行する。